

第1号特例一時金請求書の再送付について

2022.12.5

当共済組合の業務につきましては、日ごろ格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特例老齢農林年金・第1号特例一時金を受給する権利をお持ちの方には、特例年金の受給開始年齢到達時と令和4年1月に請求書等のご案内をしておりますが、これまでに農林年金へ年金・一時金を請求されておらず、いまだ受け取られていない方に、できるだけ早い時期にお受け取りいただきたく、このたび請求書等を再送付しております。

特例年金は、支給開始年齢の誕生日から5年以上経過して請求された場合、5年を経過した年金は時効となり受け取ることができなくなります。また、特例一時金の請求期限は令和7年3月末です。請求書が届いた場合は、お早めのご提出をお願いいたします。

また、各団体のご担当者におかれましては、対象の方からお問い合わせ等がございましたら、農林年金までご連絡するようお願いください。

1. 発送日、件数、発送区分

発送日	件数	発送区分
11月29日(火)	7,661件	昭和17.4.2～昭和26.10.31生まれの方
12月16日(金)	7,731件	昭和26.11.1～昭和32.4.1生まれの方

2. 発送物

- (1) 「特例老齢農林年金・一時金」のお受け取りについて(ご案内)
- (2) 特例老齢農林年金・一時金請求書
- (3) 特例一時金額等の受取見込額のお知らせ
 - ①退職一時金の返還がない方
 - ②退職一時金の返還が必要な方
- (4) 標準退職金証明書について ※原則、団体の退職から7年経過した方のみ同封
- (5) 「特例年金・一時金の支給事務に必要な情報の提供について」・「特例年金の受給者の扶養親族等申告書」・「退職所得申告書」
- (6) 遅延理由書
- (7) 「特例年金」と「特例一時金」のお支払い (パンフレット)
- (8) 必要書類と記入例
- (9) 「請求しないことの申し出について」(申出文書)に関するご案内
- (10) 返信用封筒

※ それぞれの様式につきましては、お送りしました書類をご覧ください。団体のご担当者様におかれましては、「団体・受給者専用ページ」にてご確認ください。

なお、昭和17.4.1以前生まれの者(退職共済年金受給権者)、及び通算退職年金の従前額保障に該当しないと特例一時金の支給額が0円となる者については、今回の送付の対象外としております。

3. 年金・一時金請求に関するお問い合わせ先 (平日9:00～17:00)

一時金受付センター 0120-148-400

農林年金 給付課 03-6260-7809